

瀬戸市下水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年6月30日

瀬戸市長 増岡 錦也

瀬戸市条例第13号

瀬戸市下水道条例の一部を改正する条例

瀬戸市下水道条例（昭和45年瀬戸市条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（用語の定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>から まで &lt;省略&gt;</p> <p>責任技術者 <u>愛知県下水道協会</u>（以下「<u>協会</u>」という。）が実施する責任技術者認定試験（以下「<u>試験</u>」という。）に合格し、市に登録されている者をいう。</p> <p>（被登録資格）</p> <p>第6条の10 &lt;省略&gt;</p> <p>2及び3 &lt;省略&gt;</p> <p>4 被登録資格の有効期間満了後もなお被登録資格を維持しようとする者は、<u>協会</u>が実施する更新講習（以下「<u>更新講習</u>」という。）を受講しなければならない。</p> <p>5 &lt;省略&gt;</p> <p>（公示）</p> <p>第6条の16 &lt;省略&gt;</p>	<p>（用語の定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>から まで &lt;省略&gt;</p> <p>責任技術者 <u>社団法人日本下水道協会愛知県支部</u>（以下「<u>支部</u>」という。）が実施する責任技術者認定試験（以下「<u>試験</u>」という。）に合格し、市に登録されている者をいう。</p> <p>（被登録資格）</p> <p>第6条の10 &lt;省略&gt;</p> <p>2及び3 &lt;省略&gt;</p> <p>4 被登録資格の有効期間満了後もなお被登録資格を維持しようとする者は、<u>支部</u>が実施する更新講習（以下「<u>更新講習</u>」という。）を受講しなければならない。</p> <p>5 &lt;省略&gt;</p> <p>（公示）</p> <p>第6条の16 &lt;省略&gt;</p>

2 市長は、協会が試験、更新講習等を実施しようとするときは、あらかじめ試験、更新講習等の日時等を公告しなければならない。

2 市長は、支部が試験、更新講習等を実施しようとするときは、あらかじめ試験、更新講習等の日時等を公告しなければならない。

#### 附 則

この条例は、平成 23 年 7 月 1 日から施行する。